

2023年6月xx日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 JG1KTC 殿

関東地本選出社員
JI1RKA

第12回社員総会準備書面

社員総会議事運営規定第14条の規定に基き、下記準備書面を提出する。
尚、「(提案)」等の但し書きが無き物に関してはいずれも質問である。

1:初めに

総会速記録が廃止された今、会員が議事進行の詳細を確認する術がない。
従って、下記の事を要求する。

- ・速記録の復活
- ・録音・録画データの公開
- ・準備書面への執行部側回答集の作成
- ・投票総数と賛否の数の公表
- ・委任状の委任者・被委任者の全面公開
- ・投票者の賛否の全面公開

我々は有権者たる正員から負託を受けた「代議員」である事を今一度明確にすべきであり、上記要求事項に反対する社員は期数問わず今すぐ辞職すべきである、とまず以って明らかにしたい。

当然ながら、全ての社員は本総会後は有権者たる正員に対し、総会報告をする義務があり、その審議内容は全て公開されて然るべきである。

尚、上記要求事項に含まれる総会のリアルタイム映像配信は昨年の総会で本林社員の質問に対し「システムを作成するのにお金が掛かる」との答弁があったが、こちらはYouTubeの限定配信機能を活用すれば良く、費用も掛からずシステム構築出来る筈である。

同時に、議事進行について、従前から横暴な議事進行が行われていると聴き及んでいる。その為、議事進行についても下記要求する。

- ・採決は全て「投票」により決定する事
- ・投票時の議場閉鎖
- ・投票立会人の複数無作為抽出
- ・議事進行時、全ての質問が終える迄議事進行を行わない事

これら上記要求事項について、万が一導入出来ない場合、合理的な理由を明確にすべきである。

併せて、JARLのHPに掲載されながらも、各社員総会・理事会の議事録類がJARL会員専用ページとされているが、同様に専用ページとされているJARL会員手帳及びJARL NEWSも含め全面的に会員専用を外して公開するべきではないかと考える。

旧社団法人時代の通常総会のページも同様となっており、全面的に制限を外すべきと考える。

執行部側の見解如何。

2:第1号議案 2022年度決算の件について

2-1:若年層の会費減免について(提案)

「必要な所に必要な経費を」傾斜配分する事は組織の維持に於いて重要であり、我が連盟の場合、年少・青年会員を増やす事を第一に置くべきである事は明白である。

2022年夏頃に「JARLの若年層会員の会費値下げを求める署名」が署名サイト上にて展開

され、私も賛成の旨署名した。
 時を同じくして、会員の方から「若年層の会費値下げ」について下記提案を頂いた。
 下記表に示す。

表1:JARL会費に関して		
区分 年齢	現行 22歳未満	提案 35歳以下及び有効な学生 証提示者(年齢不問)
会費	入会金、会費(当初1年)免除 継続会費(1年間に限る)半 額助成(会員負担3600円)	入会金、会費(当初1年)免 除 継続会費(1年及び3年) 半額助成(会員負担 1年 3600円、3年12000円)

表2:ハムフェア入場料に関して		
区分 JARL会員(会員証提示)	現行 ¥1000	提案 無料 ※会員証忘れの場合は不 利益の無い様に考慮する
女性 大学生(22歳迄)	無料 無料	同左(現行通り) 無料 ※35歳以下の者(性別不 問)及び有効な学生証提示 者に拡張
身体障害者手帳所持者 付き 添い者1名迄	無料	無料 ※付き添い介助者を現行 の1人から2人迄に拡張
一般	2000円	同左(現行通り) ※将来的に改定を検討す る

上記施策を行う上で、費用に関する不足分に関しては以前から問題となっている「日帰りで十分職務を全う出来るにも拘らず行われる宿泊を伴う出張」や「必要以上に行われる飲食を伴う会合」の即時中止、近年当たり前となっている「オンライン会議の活用」等で無駄な費用の削減をまず行った上で充当し、それでも足りなければ予備費の取り崩し等の検討を行えば、出来ない内容ではないと考える。

上記提案について、執行部の見解如何。

2-2:ハムフェアの参加費について

2022年開催分では、コロナ対策名目で参加費を割増徴収した。

この「コロナ対策名目の割増金」で一体どのような措置を行ったのかを明確にされたい。

更に、2023年分の純粋展示に関して、大幅な値上げをしているが、

・純粋展示のみ値上げした件に関して、「純粋出展の費用は一般出展の半額とし、連盟が半額を負担、減免を行って来た。しかし、出展数はクラブ出展数全体の約半数になり、連盟の負担額も増加している為再検討を行い、半額としていた純粋出展の費用を一般出展の2割減額に改定させて頂く事となった」と回答があったが、切り詰めるべき所は切り詰め、負担軽減を行う必要がある点は認識しているか

・値上げした分の金額の使い道

・今回行った値上げを今後純粋展示に限り、恒常的に行うのか

・これ以上の値上げが行われた場合、ハムフェアではなく、他展示会での展示に切り替える動きもある事を承知しているか

上記4点を明らかにすべきである。

執行部の見解如何。

2-3:ハムフェアの開催場所の有効活用・経費について

ハムフェアの開催規模や経費について、場所の有効活用や費用圧縮を行う考えを行うべきとの意見が会員から上がっている。

その為に下記の事を行うべきであると考える。

- ・チケット数単位での入場人数算定(チケット単位での入場料収入の明確化)
- ・休憩所・入場ゲート・広大な通路等の削減出来るスペースを削って1区画に収める
- ・アンテナタワーの為に賃料払ってる屋上の空きスペースを活用する(駐車場以外の使い道の検討)
- ・コンセント席を1か所に纏めて工事費用を節約する

合わせて、ハムフェア単体の総経費をJARL NEWS等のパブリックな媒体で出すべきと考えるが、執行部の見解如何。

7:その他報告事項について

3-1:執行部の基本姿勢について

当連盟の執行部の基本姿勢を今一度確認したい。

- ・全国理事の役割分担はどうなっているのか、分担されていない場合の対策について
- ・「会員ファースト」と「正常化プロジェクト」の対立についての所感、対話の努力をしているか
- ・執行部と社員の対話の場が年1度の社員総会しかなく、それ以外の「懇談の場」を用意すべきだと考えるが、その必要性を認識しているか

執行部の見解如何。

3-2:ハムフェアについて

前回、3年振りの開催となり、私も出展者の側としても、また一参加者としても大いに楽しませて頂き、大変感謝している。

その一方で、改善すべき点も多い、と感じる。

まずは出展のハードルの高さである。

未だに代表者名や住所等をパンフレットに掲載する等、現在では「時代錯誤」である方式で連絡先が掲載されている。

せめて、出展団体名とEメールアドレス等を掲載するに留めるべきではないだろうか。

尚、住所記載欄については上記の通り完全廃止すべき立場であるが、記載すべき住所を市区町村迄とした点は前進と評価する。

併せて、出展要項をWebに乗せるべきである。

イベントの参加方法がWebで調べられず、郵便で請求を必要とするイベントは現代に於いてハムフェアだけであり、そこから「参加したいのに参加方法が分からない」人々が零れ落ちている事を執行部は認識しているだろうか。

次回開催からはWebでの掲載を要求する。

更に言えば、小間割り抽選会・説明会が平日開催である必要はあるのだろうか。

週末しか休みが取れず、抽選会に参加出来ない団体は不利な位置に割り当てられる等の不都合が生じている。

上記の事から、抽選会の土日開催を検討するべきである。

会員から頂いた声として、「どうもハムフェアは内向きに感じる」と言った意見がある。

つまり、メイカーズフェアの様に興味を引く様な出し物がない、とも言い換える事が出来る。そこで、出展者が楽しくなり、また訪れた来場者も楽しくなる様な魅力あるコンテンツを用意すべきである。

例として、8J1HAMを体験局とし、無資格者向け運用体験コーナーを設ける等をすれば、「無線で交信して楽しかった」と言う実績を作り、アマチュア無線家への取っ掛かりが出来るのではないかと考える。

併せて、かつて当イベントで行われていた特殊モード(FAX・RTTY・SSTV・PSK等)でのQRVも、「アマチュア無線の可能性」をより世間一般に広げる点で有効である。一例として、昨年のハムフェア初日終了後、7MHz帯でFT8にQRVしていたが、それを他のモードでも行えば良い、と言える。

是非「ハムフェア会場からの特殊モードQRV」は今年度から復活して頂くよう強く要望する。そして、最大の問題点はパーテーションパネルの薄さである。何をぶら下げようにも強度に問題があり、ディスプレイ等重い物をぶら下げよう物ならパネル自体が倒壊してしまう可能性を孕んでいた。これは非常に危険であると言わざるを得ない。

その上、パネルに貼り物をしようとする翌朝には剝がれる、と言った事案が多発した。レンタル品であるが故、跡が残るガムテープ等は使えず、マスキングテープやビニールテープで対応せざるを得なかった事は私の所属するクラブ内からも苦情の声が上がった。設置・撤収の安全面から、各スペースに脚立があると作業がしやすい為、次回からは必要に応じて脚立の配置を要求する。

上記の様なパネルの強度の問題もあるが、そもそも論として、地代とパーテーションパネルのセット価格となっているが故、出展料が高額になっており、興味を引く様な出し物を出来る人が出展出来ない原因になっている、との指摘が会員から上がっている。

そこで、基本的に地代だけとし、パーテーションパネルは必要に応じてオプションとして発注出来る様にする事で出展料を値下げし、より気軽に出席出来る様にすべきと考える。

執行部の見解如何。

3-2:(3-2関連)ハムフェア2023ポスターデザインについて

今春公開された今夏開催予定のハムフェア2023のポスターデザインについてであるが、公開して早々に中央に描かれている女性イラストについて「中丸みつ」氏が商用イラストを出品するサイト「PIXTA」で販売しているものでないかと指摘があった。

そして、同イラストを一部アレンジメントして使用しているという指摘も同時にあった。

適正な権利処理、許諾等を行っているのか、またこのイラストを選定採用した経緯趣旨は何か、同ポスター等デザインの経費は如何なる金額なのか、回答を求める。

執行部の見解如何。

3-2:「局免切れ社員」が存在した件について

2020年執行の通常選挙にて当選した関東地本選出社員にて、所謂「局免切れ」社員が発生した。

私が記憶している限りでは2021年総会前後には局免切れ状態となっており、本来であればその時点で該当社員は失職の上、次点落選者が繰り上がりになっているべきであったにも関わらず、結局2022年2月に入ってから次点落選者が繰り上げ当選となった。

(尚、2022年執行分の選挙でも関東地本で同様の事象が発生したが、この場合は自ら辞職した為、この事例に該当しない物とする)

本来であれば、「局免切れ正員」の定期的調査で発見出来る事例ではあるが、同調査を行わなかった場合、「局免切れ社員」がずっと存在する事となり、「総会の妥当性」その物が疑わしくなる。

大差で表決がなされるならまだしも、小差で決した内容なら猶更である。

言う迄もないが、「社員」は「正員資格」を有する者から選挙される。

定款上「正員資格」は「局免を有する者」と定められており、局免の期限が切れている、と言う事は当然、その資格も失う→会員の代表である社員の議席も喪失するべきである。

今後、社員の構成年齢がどうなるかは見通せないが、これと同様の事が今後発生し得ないとは言い難い。

同様の事が発生しない為にも、定量的な「局免切れ正員」の調査を求める事は勿論、「局免切れ社員」が発生した場合の対策を速やかに取る方策を執行部に要求すると同時に、今回の事象について弁明を求めたいが、執行部の見解如何。

3-3:対総務省・国会議員行動について

過去の帳簿開示請求にて、会長が自民党宏池会の政治資金パーティに出席した事が明らかになった。

同会の所属メンバーを調べた所、所属議員である古賀友一郎参議院議員が総務大臣政務官である事が判明したが、その件については所管官庁の政治任用官との接触であり、寧ろ推奨される内容である。

しかし、総務大臣政務官は3人居り、当時の古賀政務官は旧自治省の所管である事が就任会見で明らかになっている。

本来接触すべき旧郵政省所管担当の政務官は公明党所属の國重徹代議士であり、相手を間違えていたのではないかと、言わざるを得ない。

尚、電波行政分野に詳しい議員が同会に居る場合はその限りではないが、往々にして訊かない。

(※この当時の政権で総務大臣を務めていた石田真敏代議士は今現在同会に所属しているが、パーティ開催時は無派閥で、当該派閥に入会したのは一昨年の総選挙の後であった事を申し添える)

何故、「電波行政とは関係ない総務大臣政務官」の所属する「派閥のパーティに限って出席し、献金を行った」のか、説明を求める。

併せて、2022年度分の会計帳簿開示請求にて入手した帳簿より

- ・小淵優子代議士の政治資金団体(未来産業研究会)
- ・江島潔参院議員の政治資金パーティ
- ・泉田裕彦代議士の同パーティ
- ・小淵・江島・泉田各氏の所属する各派閥(小淵:平成研究会/江島:清和研究会/泉田:志帥会)のパーティ

に対して各々献金しているが、

・何故連盟の財産から拠出するのか、拠出するなら会長のポケットマネーで拠出すべきではないか

・上記団体政治献金を行う事による連盟やアマチュア無線界全体の効果やメリットは何か、また成果を出せてるか

上記、回答を求める。

執行部の見解如何。

3-4:(3-3関連)「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」について

当連盟の執行部から出席者が出たが、一体何をやったのかが一切表に出ていない。

代表して高尾会長が出席していたが、詳細な議事録が一切公開されていない。

別途行政開示請求を行い、全ての回の速記録を入手したが、意見表明や議論の部分全てや、一部発言者と言った重要な部分が全て黒塗りになっており、会長がどのような発言をしたか全く見えない。

当連盟を代表して出席したのは明白であるが、我が国を代表するアマチュア無線家の組織としてアドバイザーボード内でどのような動きを行ったのか、会長が担った役割の明確な説明を要求する。

併せて、重要な部分の黒塗りについて、会長から該当部分を黒塗りにする様、何らかの働き掛けを行ったのか確認したい。

執行部の見解如何。

3-5:(3-3関連)違法無線局対策について

末尾に行政開示請求にて入手した資料を添付する。

ご覧頂ければ分かる通り、過去5年間でこれだけの通報→処理件数がある。

しかしながら、通報されて調査が行われる迄かなり時間が掛かったり、通報を行っても正しく処理されない等で生じた暗数が生じている、と考える。

そこで、有効なのが規正局等の運用であるが、その観点で下記お尋ねする。

・規正局の運用について、スクランブル発進的に予告なしに運用する事を考えているか

- ・個別通報の場合、処理されない事例が生じているが、当連盟に集約する事により、総務省に圧力を掛ける形で80条報告が行えると考えるが、実施の如何について考えているか
- ・当連盟として80条報告について定量的に処理されている事の監視をしているか
- ・報告が処理されていない場合、国会議員等を通じて適切に処理させる等の圧力を掛ける事を考えているか
- ・違法・不法運用問題について連盟として適正利用を呼び掛けの文書等を送付している業界団体等はあるのか

併せて、上記活動等をJAIA加盟社及び八重洲無線等メーカー各社及びその販売店としているか

執行部の見解如何。

3-6:(3-1関連)5MHz帯開放について

5MHz帯の開放に向けた進捗状況をお尋ねする。

- ・既に交渉を行っている場合、具体的な総務省との折衝状況
- ・まだ交渉をしていない場合、いつから始めるか等を含めた具体的なロードマップ

執行部の見解如何。

3-6:(3-1関連)「あまちゅあがいだんす」の運用について(提案)

一部の支部では、「あまちゅあがいだんす」局を運用出来る資格を持った人員の絶対的な人数が少ない為、運用人員の公募を行っている一方で、運用出来る資格を多く持つ支部では、当番日でも手を上げない支部がある。

電波環境の改善の為、より積極的な運用を行う為、「あまちゅあがいだんす」局の運用実績を各支部に求め、適切な運用を行っていない支部の人員を交代させる等の措置を取るべきではないか。

合わせて、「あまちゅあがいだんす」運用可能資格(3陸特以上)保有者について、連盟として任意に会員等に保有者に届け出て運用可能者をプールする事はしないのか。

執行部の見解如何。

3-6:「短波帯デジタル固定局」作業班での当連盟の役割について

情報通信審議会陸上無線通信委員会「短波帯デジタル固定局」作業班に関して下記をお尋ねする。

- ・作業班内に於ける当連盟の役割は何か
- ・巻末資料に添付するDATACOM社の局免情報を見る限り、7/10/14各MHz帯に隣接しているが、国立天文台からの参加者とは異なり、各バンドへの干渉回避の為の調査要請を行っていない

当連盟としても同社や総務省に対し同様の調査要請をすべきではないのか

- ・第3回会合の資料で「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」とあるが、この文言には「アマチュア無線局を除く」との記載がある

あまりにもアマチュア無線が軽んじられている一文である

何故この様な結果になったか、詳細な経緯を要求する

執行部の見解如何。

3-6:所謂「自局内通信」について(提案)

先に出された制度改定に向けたパブコメの返答の中に、「自局間通信」を明確に禁止する回答が総務省から正式に提示された。

例として、Wires-Xのノード局等を移動しない局として開設する事が出来ず、その為だけに社団局を立ち上げる必要があり、行政に対し余計な負担を掛けてしまう事に繋がる。

また、アマチュア無線を使った新しい通信方式の開発を行う場合、どうしても自局間通信が必要となり、「自局間通信の禁止」が大きな障壁となる。

そこで、既に私個人としても国会議員に対し「自局間通信の解禁」に向けて働き掛けを行っている所ではあるが、当連盟としても関係各所に働き掛けを積極的に行うべきではないか。

執行部の見解如何。

3-5:防災政策について

東日本大震災から12年余経過するが、東北地方をはじめとし、「アマチュア無線の防災への活用」は低調な地域が多い。

「防災士」の資格を発行する特定非営利活動法人日本防災士機構や、アマチュア無線家が運営関係者に少なくないコミュニティFM局(及びその業界団体であるJCBA日本コミュニティ放送協会等)に働き掛けはしないのか。

執行部の見解如何。

3-6:「アマチュアハンドブック」作成について

「アマチュア無線の百科事典」である「アマチュアハンドブック」が最後に出版されてから実に25年以上経過しており、既に絶版となっている。

当時から制度等がかなり変わっており、必ずしも現行制度と一致しない部分が多い。

そこで、下記3点をお尋ねする。

1:今現在、「私家版」として現在の制度に合致した「アマチュアハンドブック」を作成する動きがある事は承知しているか

2:大きく制度改定が行われるタイミングを好機と捉え、最新版の「アマチュアハンドブック」を作成する事を考えているか

3:最新版の「アマチュアハンドブック」を作成する場合、JARD、CQ出版、三オブックス(ラジオライフ)、「私家版」関係者等と協力する意向はあるか

執行部の見解如何。

3-2:(2-1関連項目)免許制度の基準策定について(提案)

電波法の解釈について、初心者ならずとも混乱してしまう部分がでて来てしまう、との声が上がっている。

例えば、「遅滞なく届け出」と言った法令について、特に初心者である程『遅滞なく』の基準とは?と分からなくなってしまう事が考えられる。

こう言った、法令の開設について当連盟として基準を策定しておくべきではないだろうか。

上記提案について、執行部の見解如何。

3-12:社団局の現状について

社団局の現状について、下記お尋ねする。

アマチュア無線に限らず、コロナの影響でミーティング等の諸活動を見合わせざるを得ず、会費も集められない。特に地域社団局は影響は大きい。

また、学校社団局では部活動が停止した為、引継ぎが上手く行えていない点がある。

結果として、社団会費や社団免許維持費用の負担に耐え切れず、解散する団体も出て来ている事を認識しているか。

執行部の見解如何。

3-12:登録クラブの更新期間について

連盟の登録クラブの更新期間が厳し過ぎる、と言った声が届いている。

期間内に更新が行われないと活動を継続しているにも拘らずリストから外され、登録クラブが更に減少している様に見える。

登録クラブの更新期間を延長する等の措置は取るべきだと考えるが、執行部の見解如何。

3-12:記念局の局免申請費用補助について(提案)

社団会員がコールサイン変更の形ではなく、新規に記念局を開局しようとする場合、当連盟が局免申請費用+特別局カード転送料金等の諸費用を一定額負担する事を提案する。これにより、金銭的負担が軽減されると共に、JARL会員である事のインセンティブにもなるのではないかと考える。

執行部の見解如何。

3-6:(2-1関連項目)WAKAMONO関連施策について(提案)

既に2-1で記載した提案以外について質問する。

2021年の総会にて、私が執筆し中嶋前社員が質問を行った件の進捗も含め、回答を要求

する。

- ・学校社团局に対する無線機とアンテナ貸し出しの是非
- ・「WAKAMONOイベント」の対象年齢層に対するニーズ調査
- ・コンテストのシングルオペレータのジュニア部門設立

執行部の見解如何。

3-6:(2-1関連項目)大学社团局について(提案)

大学社团局について、学校社团局自体減少しているので周辺地域の学生等も受け入れるように連盟からも働き掛けて頂きたい。

上記について、一部大学社团局で非協力的な者も居り、ただでさえ減少している若手の獲得が遠のく懸念がある。

また、実態として学生主体ではなく、教員やOB主体、若しくは大学公認団体ではない大学社团局がJARL登録クラブリスト上に「学校クラブ」と登録されている団体が散見され、統一感がないと感じられるとの声もある。

一方、大学社团局等について「自動的に更新される」と記載があるのにも拘わらず、再度の手続きを求められる事例も多数ある模様である。

書類作成に必要な公印入り書類の提出は非常に手間が掛かる為、改善を要求する。

上記について、執行部の見解如何。

3-7:(2-1関連項目)所謂「お試し会員」期間中に送られたQSLカードの取り扱いについて

現在、お試し会員は1年間無料としているが、お試し期間内に受けたQSLカードは現状からすると期間後に送られるのではないだろうか、と言う危惧の声が会員から上がっている。現状のQSLカードの配送状況を鑑み、お試し期間中に島根ビューロに到達したQSLカードは「お試し会員」期間が終了した場合の扱いはどうなっているのか。

仮に、「お試し会員」のまま継続会員とならなかった場合、正会員ではないとして折角発送した「お試し会員」向けに送られたQSLカードが処分されてしまうかどうかを確認したい。

仮にカードが破棄された場合、折角お試しで会員になったのにカードが届かず処分されるのはモチベーションが下がり、無線から足が遠退く要因となるのではないだろうか。

少なくとも、「お試し会員」向けに送られたQSLカードはどんなに遅くともしっかりと手元に送られる様システム作りを要求する。

執行部の見解如何。

3-8:QSLカードビューロの地域分割について(提案)

現行、国内ビューロは島根県の1か所となっているが、そこに集中しているのも問題であると考え。

そこで、ビューロを地域毎に分割し、各エリア単位ビューロとすれば島根ビューロの負担も減るのではないかと考える。

人材募集は、ボランティア方式で地域クラブに任せる、各々の地域にある仕分け事業を行っている会社に委託する、PFI事業を活用する、等が考えられる。

これらを上手く活用する事で、現在の島根一極集中によるQSLカードの遅配もある程度抑えられるのではないだろうか。

執行部の見解如何。

3-8:電子QSLカードの活用について(提案)

紙のQSLカードビューロ分割案の一方で、電子QSLの活用も今後の課題であると考え。現在では、eQSLの他、「だれでもQSL」や「hQSL」と言ったWebを使ったQSL交換システムが充実している。

そこで、これらのシステムを上手く活用する手はないだろうか。

特に「hQSL」は登録にjarl.comが必要となっており、これらをJARL会員のインセンティブにすれば、会員増強の案にもなり得るのではないだろうか。

執行部の見解如何。

3-15:(3-3関連)ソーラーパネル問題について

東京都議会で新築住宅への太陽光パネル設置を義務付ける条例が成立したが、当連盟はソーラーパネル問題で何をやってたのかを明らかにされたい。

ソーラーパネルは日中だけでなく、夜も蓄電設備からノイズが発生しており、夜間帯の通信にも悪影響を及ぼす事を認識しているだろうか。

さらには、太陽光パネルは直流で発電されるために必要な交直変換装置とされるパワーコンディショナー(通称:パワコン)のうち、大変質の悪い製品があり、そこからスプリアスが発生せられアマチュア無線も然る事ながら、航空無線等の重要無線も妨害していた事が判明したと一部報道であった。

その為の対策を当連盟としてどう取ろうとしているか、合わせて答弁を要求する。

執行部の見解如何。

3-7:ハム関連ソフトフェア問題について(提案)

所謂「アマチュア関連ソフト(以下、ハム関連ソフト)」について、下記を提案する。

ハム関連ソフトは、企業が開発・販売する物より個人やクラブ局等の企業ではない団体で開発・販売、若しくは無料頒布しているケースが多く見受けられる。

その為、開発者が開発を辞められた後や亡くなった後、そのまま開発が止まり、いずれ「忘れられた遺産」として残ってしまう問題を孕んでいる。

それが特に多くの人が使っているソフト、いわば「デファクトスタンダード」となっているのなら尚更である。

いざ、と言う時に後継者なりが決まっていれば問題ないが、そうではない場合、いくら素晴らしいツールやソフトでもいずれ廃れて、誰も使わなくなり、最新の技術に合わない、いわば「時代遅れのツール」となるのは考える迄もない。

開発者自身がソースコードの資産継承を望まれる場合、本連盟側でツールの資産継承を引き受けたり、場合によってはオープンソース化の支援をする事により、意欲のあるソフト開発派ハムの手によってより長く、いつまでもツールが使えるようになると思う。

イメージとしては、GitやSVN等のバージョン管理システム環境を構築し、会員が自由にアクセス・開発を行う事を想定している。

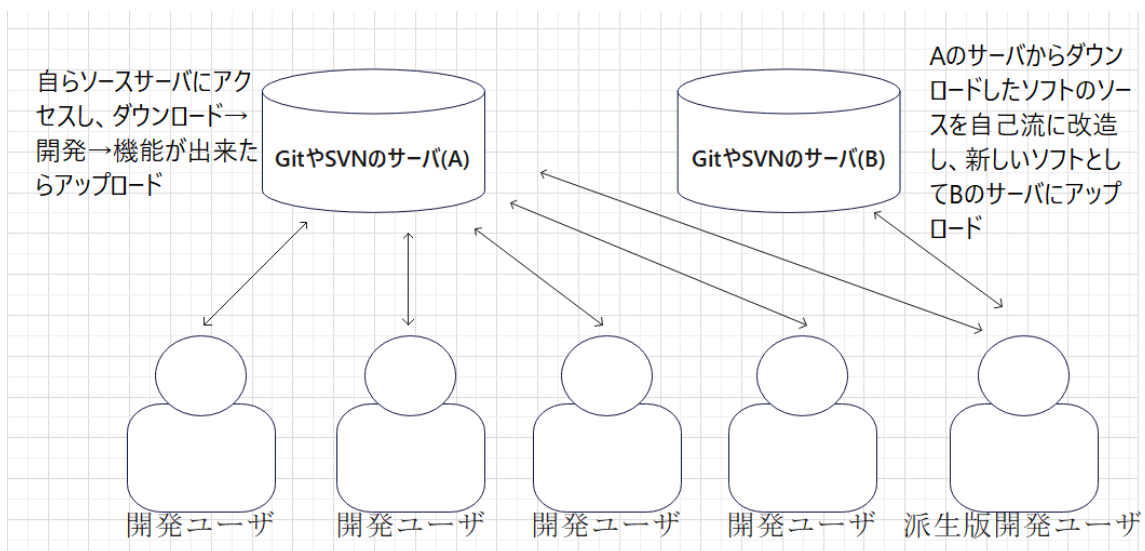


図:gitを使った場合のイメージ図

例えばGitHubで1つ何かプロジェクトを置いておけば、機能を追加する人が居たり、あるいは既存のプロジェクトから派生させて新しいソフトの開発をする人が出現する可能性が出て来る。

一方で、ソフト開発の面での「開発促進」の面と言えば、何かのコンペを立案する事も1つの案になり得るのではなかろうか。

(例:自作品コンテストのソフトウェア部門設立、等)

そこで、問題となるのは開発メンバーの調達である。

開発メンバーはソースを公開しておけば腕のある人がソースをダウンロードして自前でコードを作成をする事を想定しているので、テスター要員を確保しておけばある程度対応出来る想定である。

Gitの参加条件として、操作テストの仕様書や操作説明書の作成をルール化しておく事により、その内容に従ってテストをすれば良い為、連盟職員でも行えるのでは、と考える。

(※初期構築等、どうしても専門性が必要な場合のみSES要員を受け入れる必要が生じる事を合わせて付け加える)

テストをパスした物だけを自動的にリリースする事も可能なので、こう言ったシステムサイクルを作ればHAM関連ソフトの資産継承や開発促進が行えるのではないか。

執行部の見解如何。

3-8:移動運用のルールについて

私の所に、「移動運用時、ガードレール等の公共物にアンテナを支えるワイヤー等を括り付けている所を見た事がある。許可なしでその様な事を行っている事はまずいのではないか。無線の大声とか発電機の音とかで迷惑と感じている声もある」との意見が寄せられた。アマチュア無線を代表する団体として、上記の様な不適切な運用例を挙げて注意喚起すべきではないか。

具体的には、JARL NEWS、連盟Webサイト、連盟メルマガ、月刊CQ、HAM World等の媒体に「移動時の運用マナー」の掲載が考えられる。

特に会長は移動運用のスペシャリストと認識しており、月刊CQでの連載や実地でのセミナーも持っておられる。

そこで改めて「移動運用時のルール」として記事を作成したり、セミナーで運用ルールの重要性を講演項目に盛り込むべきである。

併せて、コンテストの告知と共に、「マナー順守」について項目を目立つ様に告知、場合によってはルールとして整備すべきではないだろうか。

いずれ、行く土地土地で「移動運用禁止」となったら困るのは我々アマチュア無線家だけでなく、フリーライセンスラジオ愛好家等の全ての「無線愛好家」全員が困る事を十分認識すべきである。

執行部の見解如何。

3-9:中央局運用について

JARL中央局について、下記の回答を要求する。

- ・JARL中央局の役割とは?(そもそも論)
- ・モード別での月間運用時間
- ・中央局運用委員会メンバーとその選定過程
- ・中央局運用委員会の業務内容

執行部の見解如何。

3-10:(3-9関連)会員による中央局運用の申し出について

とある会員が本部を訪れた際、中央局運用をしたいのだが断られた、と言う事案が発生した。

本来であれば、中央局は当連盟の会員が誰でも運用出来て然るべき設備である筈であり、初心者や設備上の問題で運用出来ないがバンド・モードがある会員が気軽に体験出来る場所でないのはおかしいと言わざるを得ない。

何故、本部を訪れた会員によるオペレーションが許されていないのか、平たく言えば「会員の運用を拒否する理由」と「その理由の信憑性・合理性」を明確にされたい。

(監督者の人的リソースの問題なのか、資格別リグの問題なのか、それ以外なのか)

会員が気軽に中央局の運用を出来ないのであれば、規約を改訂すべきである。

JARL中央局運用委員会の決定が当連盟の規約を優越する理由を明確にされたい。
執行部の見解如何。

3-10:(3-9関連)定期的な情報送信の為の中央局運用について(提案)

ARRLの中央局「W1AW」局では、CW/RTTY/PSK等、様々なモードでアマチュア無線に関するニュースを定期送信をしているが、連盟中央局「JA1RL」局でも同様の事業を行う事を提案する。

CWでの運用は聞き取りの練習にもなり、その他デジタルモードでの運用は各種モードにチャレンジせんとするアマチュア無線家の手助けになる。

更に、受信側のアンテナ調整や機器調整の役にも立ち、一石何鳥にもなり得るのではないか。

執行部の見解如何。

3-13:当連盟の地方本部選出社員選挙について

当連盟の地方本部選出社員選挙に於いて、立候補する人数について既に支部長間で決まっている場合があるとの声を聴いている。

具体的には、県内限定での10人の推薦人が必須なローカルルールの存在があり、そのルールは一部しか知らない為、実質的に支部の内情を深く知る人しか立候補する事が出来ない、と言った内容であるが、各支部内で予備選挙的な事が行われるのであればまだしも、談合で「この人を擁立する」と決めてしまって本当に良いのか疑問である。

この慣例を破ろうとすると地本や県支部の立場が悪くなる為、社員になろうとするには、代替わりを待つしか手がない。

これは本当に「民主的」なやり方なのか、非常に疑問である。

斯様な「特殊な地域事情」については、どうしても無投票を志向したい場合、例えば地本や県支部内で予備選挙を行い、その当選者を本選挙の候補者とする等をルール化すべきであると考える。

併せて、定款に定められている社員の定数上限140議席のうち、現行の総定数(138議席)を抜いた2議席が余っており、これを余らせておく理由はなく、会員数に対して議席数の割り当てが不足している地域(具体的には関東地本)に割り当てべきであると考える。

上記内容について、執行部の見解如何。

3-16:理事・社員の連続就任期数上限について(提案)

現在の当連盟選挙規約では、理事候補は80歳定年、社員は定年がなく、何歳でも出馬可能である。

いずれも再選制限はない為、同じ顔触れが何回も理事や社員になり、新規参入のハードルが大変高いと感じる。

新陳代謝のない組織はいずれ硬直化してしまう事は明白である。

そこで、理事・社員ともに多選制限を設けるべきであると考える。

どうしても後任が見つからない等の特別な事情がない限り、ある程度の期数で切り上げ、次世代に引き継ぐ事により、良い事は継続しつつ、良くない所は若い発想力で改良する事が出来ると考える。

その足掛かりとして、まずは、社員にも定年制を導入する所から始めるべきである。

併せて、会長の再任制限(8年間)を復活させるべきであると考える。

執行部の見解如何。

3-16:(3-12関連)社員選挙の「WAKAMONO」枠の制定・被選挙権緩和について(提案)

若年層の為のハム育成や、若年層会員の意見を社員総会に吸い上げる為、「社員の『WAKAMONO』枠」を提唱したい。

「若年層が増えている」とは言え、その声を吸い上げる場所がないのはおかしいのではないかと考える。

現状の社員被選挙権は20歳以上となっているが、現状20代会員の立候補はほんの僅か

であり、同時に地域のしがらみ等もあり、立候補出来ない場合もある。
そこで、敢えて「社員の『WAKAMONO』枠」を設ける事により、若年層会員の声をダイレクトに当連盟執行部に届けられるのではないかと考える。
対象人口的に全国区選挙となると考えられるが、若者の意見を確実に届ける為には、その様な方策を取られるべきである。
合わせて、現在の当連盟選挙規約では、「被選挙権の要件」は「当連盟の正員を連続3年以上継続している者」であるが、上記で述べた「WAKAMONO」世代の社員を増加・世代交代を促進する点で、被選挙権の最低要件を「連続3年以上の正員」から「通算3年以上の正員」とすべきと考える。
いずれも規約の改定が必要となるが、執行部の前向きな答弁を求めたい。
同時に、そもそも論として「連続3年以上」とする根拠は何か、明らかにすべきである。
執行部の見解如何。

3-16:(3-12関連)理事・社員のリコール制度について(提案) ※法的に削除→一社法第30条(社員)・同第70条(役員)に抵触するとの指摘在り

地方議会や首長では実際に「リコール請求」により議会が解散したり、首長が失職したりしているケースが実例するが、これと同様に、「明らかに何も仕事をしていない、もしくは有害な事をしているのに、何故か毎回選挙に通る」理事や社員を辞めさせる必要がある。
そこで必要となるのが「リコール制度」だ。
「理事や社員に対するリコール制度」があると、選挙時以外でも常に監視されている状態となり、「会員の代弁者」としての仕事に怠らない状態になる。
つまり、「リコール制度」があれば、「保身主義者」は理事や社員を務める事が出来なくなり、当連盟が真に「アマチュア無線家の意見を代弁する組織」に生まれ変わる一里塚となると考える。

当連盟の選挙規定に、「リコール制度」を是非導入すべきだと考える。

尚、簡単な試案ではあるが、下記の通りの内容が考えられる。

- 「特定の理事・社員1人」に対するリコール
- 「複数の理事・社員」に対するリコール
- 「理事・社員全員」に対するリコール

当然の事ながら、上記それぞれの段階でのリコール請求に必要な賛同数に差があるべきだが、いずれにしてもリコール請求に賛同する人数が要件人数を上回った場合は即正員投票に移行、賛成多数であればリコール成立・失職となる。

その際の投票は「jarl.com」の転送アドレスがある場合はWeb投票、紙での投票用紙は「jarl.com」を使っていない会員にだけにすれば郵送に関わる費用も抑えられる。

失職した後の補充要員は現行通り、繰り上げ当選方式であるが、繰り上げ当選した社員は「リコールされない様に気を付けて」理事・社員としての役割を果たす物と考える。

執行部の見解如何。

3-16:(3-12関連)地方本部選出社員欠員時の選挙について

当連盟の地方本部選出社員が欠員した場合、次点者が繰り上がり当選する事となっているが、無投票である地方本部は1人でも欠けるとその分地域の声が届きにくくなってしまう。
そこで、無投票地域で欠員が発生した場合、遅くとも社員総会の招集通知がある迄に当該地域一斉に補欠選挙を行うべきだと考えるが、執行部の見解如何。

3-16:(3-12・3-12関連)但し書き支部長選任時の社員就任信任投票について

当連盟の支部長の欠員補充を行う際、社員ではない支部長(所謂「但し書き支部長」)とする事になっているが、該当の支部から地本選出社員が出ていない場合、支部内の意見が総会に届けられない弊害が生じる。

そこで、今後、「但し書き支部長」が選任された場合、遅くとも社員総会招集迄に当該支部正員に対し「支部選出社員への信任投票」を行う様規約を変更すべきだと考える。

執行部の見解如何。

3-16:(3-12・3-12関連)理事欠員時の理事信任投票について

当連盟の地方理事たる地方本部長が欠員となった際、若しくは現行制度上地方本部長が理事選任選挙で否認となった場合に補充する地方本部長は「理事ではない地方本部長(所謂「但し書き地方本部長」)」となっているが、こちらも「但し書き支部長」と同様に、「但し書き地方本部長」が任命された直近の社員総会で「理事としての信任投票」を行うべきである。本来であれば、補欠選挙が行われるべきであるが、時間的問題から必ずしも選挙が行われない場合があり、その代替手段として、社員総会での「理事としての信任投票」を行うべきである。

執行部の見解如何。

3-14:(3-12関連)当連盟の選挙広報について(提案)

当連盟の選挙に於いて、「候補者名とコールサインだけ書かれた投票用紙と注意書きだけ送られてもどの候補者に投票したら良いのかが分からない」と言った意見が散見される。その要因には、当連盟Webサイト上の目立つ所に選挙についての記載や、該当ページについてのリンクがない事と、候補者自体の政見が掲載されたPDFファイルへのアクセスのしづらさが考えられる。

その上、候補者の政見の公表はWebでの公開を前提としており、いざ投票の時になって候補者情報をアクセスしても上記の通り探し難い場所にあり、結果として低投票率がずっと続いている。

投票率を高めるには、投票用紙と共に、各候補者の政見が記載された選挙公報を同封するべきではないか。

合わせて、候補者に対し、質疑応答等のコミュニケーションが取れるシステムを構築すべきだと考えるが、執行部の見解如何。

3-14:当連盟の物販について(提案)

当連盟の物販について、現在通販では郵便振替でしか払い込みを行っていない。

しかし、購入するに当たって「ゆうちょダイレクト」のアカウントを持っていない会員は態々郵便局に出向いて払い込みをしなければならない等の不便が生じている。

そこで、「base」等のECサイトにてショップを作成し、簡単に購入出来る様利便性向上に努めるべきだと考える。

併せて、会費を除く各種の手数料等の払い込みに関しても、郵便振込や小為替に限った入金方式を見直して、クレジットカードや口座振込に対応して頂きたいとの声がある。

執行部の見解如何。

3-16:各種イベント出展について

当連盟自体の活動として、ハムフェア以外の他のイベント(コミックマーケット等)へ出展する予定はあるのか。

若い人を集めるには、ハムフェア以外にもイベントに積極的に参加すべきで、その中でも若い人を中心に全年齢参加型の代表例として、「コミックマーケット(以下コミケ)」が挙げられる。

コミケでは、アマチュア無線の同人誌やハードの頒布を行っているサークルがあり、年齢問わず賑わっている。

その場で例えば記念局運用や無資格者向けの公開運用をすれば、注目度が一気に上がり、新たなアマチュア無線家の獲得に繋がるのではないだろうか。

執行部の見解如何。

3-16:JARL会員局名録の住所等掲載について

現在のJARL会員局名録は改めて葉書等で申告をしないと住所等が自動的に掲載されてしまう状況となっており、昨今の個人情報の取扱いの時勢にそぐわないと言う指摘がある。

そこで、申し出が無い場合にも総務省無線局等情報検索で公開されている情報と同一に個人局についてはコールサインと市区町村迄の常置場所の掲載とすべきと考える。

執行部の見解如何。

3-16:各種規約書類に於ける理事会の審議について

当連盟の各種規約書類について、その年月の直前の理事会で各種規約書類の改訂が議案として審議されていたか精査すべきである。

仮に正当な手続きを経て規定等の改正(改訂)が行われるならば良いが、元理事の方から、「過去の理事会で規約書類の審議で疑わしい点を指摘した経験が有る」とのメッセージも来ており、些細な事でも確認が必要であると考ええる。

今手元にある書類では、昨年4月が最終更新となっているが、その際の審議過程を詳らかにされたい。

執行部の見解如何。

3-16:一部支部に於けるの不適切行為について

一部支部役員に於けるコールサインを使用したSNS(Twitter)アカウントについて度々新型コロナウイルス感染症に関する陰謀論、デマを日常的に流布している。

2022年5月、当該支部が主催した、CW講習会に出席したある登録クラブ役員の学生に対し、当該人物はマスクの着用及び感染対策を巡り威圧的な言動を取ったと言う情報を得た。

この行為は優越的地位の濫用及び重大なハラスメント行為であり、新型コロナウイルス感染症対策に尽力した、連盟本部、各地方本部、各都道府県支部に対して貶めるもの他ならない。

行動緩和が行われたとは言え、参加年齢層等の事を考慮すると、このような行動は不用心であり、今一度注意を行うべきではないか。

我々社員は選出単位を問わず、アマチュア無線家の手本とならなければならない事を改めて認識すべきである。

各社員及び執行部の見解如何。

3-16:諸団体との交流について

過去の総会等でもかつて関係があった団体とも疎遠になったといった指摘が出ているが、ガイドライン「アマチュア無線の社会貢献活動における活用」(特に同ガイドラインで定める、「もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務」の内、「特定非営利活動促進法第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動の為にを行う業務」)に関係すると考えられる団体を幾つか列挙する。

JARLはアマチュア無線の振興の為に諸団体との交流を更に推し進めるべきと考えるが、現況と見解を問いたい。

対象とする団体は下記である。

- ・公益財団法人日本無線協会
- ・一般財団法人情報通信振興会
- ・国立研究開発法人情報通信研究機構
- ・放送大学学園
- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
- ・公益社団法人ガールスカウト日本連盟
- ・一般社団法人Youngsters on the Air Japan(YOTA Japan)
- ・一般社団法人日本協同組合連携機構(JCA)
- ・特定非営利活動法人日本防災士機構
- ・特定非営利活動法人日本防災士会

執行部の見解如何。

以上、現在JARLが取り組まなければならない事や、会員等からの意見や疑問に対し、執

行部からの真摯な答弁を要求する。

右質問する。